

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(公立高等学校)に係る個人情報保護評価書 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高知県教育委員会は、高等学校等就学支援金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

高知県教育委員会

公表日

令和6年11月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する事務
②事務の概要	高等学校等(以下「学校」という。)の生徒は、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給に関する法律(以下「就学支援金に関する法律」という。)(平成22年法律第18号)に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 申請をする生徒(以下「生徒」という。)が就学支援金を受給するためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報等を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請(入学時・転入時等) ②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等の個人番号の提出 ③保護者等の個人番号のデータ化(個人番号が書面で提出された場合に限る) ④情報提供ネットワークシステムを利用した、都道府県及び市区町村への保護者等の税額情報等の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報等を基にした、受給資格の認定、支給額の判定 ⑥受給資格の認定、支給額の判定結果の通知 ⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施 ⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、再申請時に上記①～⑥を実施 ※生徒が引き続き同一の学校・課程に在籍している場合で、保護者等のマイナンバーカードの写しを提出したことがあり、かつ当該保護者等について変更がない場合は、②を省略可能
③システムの名称	高等学校等就学支援金事務処理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー(中間サーバー・プラットフォーム) 住民基本台帳ネットワークシステム(都道府県サーバ部分の機能)
2. 特定個人情報ファイル名	
就学支援金特定個人情報照会ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表123の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第66条 ・就学支援金の支給に関する法律施行規則 第3条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、同法別表123の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第66条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	高知県教育委員会事務局 高等学校課
②所属長の役職名	高等学校課長 並村 一

6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県庁 高知県総務部 法務文書課（電話番号 088-823-9156）
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒780-0850 高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号 高知県庁西庁舎 高知県教育委員会事務局 高等学校課（電話番号 088-821-4851）
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検	[○] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<就学支援金事務処理システム> ・就学支援金事務処理システムでは、就学支援金事務を実施する職員以外がシステムを参照できないよう、職員ごとに異なるIDを付与している。 ・パスワードについては、最長有効期間を定め、定期的に更新を実施するようシステムで制御するとともに、文字種の混在や桁数についても条件を設定する。 <団体内統合宛名システム> <住民基本台帳ネットワークシステム> ・全てのシステム利用者に発行するユーザID及び、登録された各利用者の生体情報とパスワードでログイン認証を行う。なお、共用のユーザIDは使用しない。 ・全てのシステム利用者に、各人が取り扱うことができる事務の範囲及び個人番号取扱い権限(アクセス権限)の有無を決定する。 ・アクセス権限を付与するシステム利用者は必要最小限に限定する。 ・退職や異動でシステム利用者でなくなった者のユーザIDは、速やかに抹消する。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実績機関における担当部署 ②所属長	高等学校課長 藤中 雄輔	高等学校課長 高岸 憲二	事前	
平成28年5月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年5月1日	平成28年5月1日	事前	
平成28年4月1日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成28年4月1日	事前	
平成29年9月20日	評価書名	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務 基礎項目評価書	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(公立高等学校)に係る個人情報保護評価書 基礎項目評価書	事前	
平成29年9月20日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	高知県教育委員会は、高等学校等就学支援金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	高知県教育委員会は、高等学校等就学支援金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	
平成29年9月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務	高等学校等就学支援金の支給に関する事務	事前	
平成29年9月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき、公立高等学校に在籍する生徒に対し、その保護者等の収入の状況に照らして就学支援金を支給する。 特定個人情報ファイルは、下記に使用する。 ・就学支援金の受給資格認定申請書の審査(問い合わせ等を含む) ・就学支援金受給資格認定者の収入状況届出書の審査(問い合わせ等を含む)	高等学校等(以下「学校」という。)の生徒は、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給に関する法律(以下「就学支援金に関する法律」という。)(平成22年法律第18号)に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 申請をする生徒(以下「生徒」という。)が就学支援金を受給するためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請(1学年時の4月入学時) ②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カード)も可。以下同様の写しの提出 ③保護者等の個人番号のデータ化 ④情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報を基にした、受給資格の認定、支給額の判定 ⑥受給資格の認定、支給額の判定結果の通知 ⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施 ⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、7月に上記①及び④～⑥を実施	事前	
平成29年9月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	高等学校等就学支援金事務処理システム、中間サーバー、宛名システム	高等学校等就学支援金事務処理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー(中間サーバー・プラットフォーム) 住民基本台帳ネットワークシステム(都道府県サーバー部分の機能)	事前	
平成29年9月20日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	高知県高等学校等就学支援金支給者ファイル(申請者ファイル、支給事務ファイル、支給関係ファイル)	就学支援金特定個人情報照会ファイル	事前	
平成29年9月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 91 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第66条各項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 91の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第66条 ・就学支援金の支給に関する法律施行規則 第3条	事前	
平成29年9月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【提供側】 ・番号法第19条第7号 別表第二の113 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条第1号ハ及び同条第2号ハ	番号法第19条第7号、同法別表第二113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条各号	事前	
平成29年9月20日	I 関連情報 6. 他の評価実施機関		なし	事前	
平成29年9月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年5月1日時点	平成29年5月1日時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月20日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事前	
平成30年7月5日	I 関連情報 5. 評価実績機関における 担当部署 ②所属長	高等学校課長 高岸 憲二	高等学校課長 竹崎 実	事前	
平成30年7月5日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年5月1日	平成30年5月1日	事前	
平成30年7月5日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事前	
平成31年1月15日	IV リスク対策		様式追加による記入	事前	
令和1年7月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年5月1日	令和1年5月1日	事前	
令和1年7月4日	2. 取扱者数 特定個人情報ファイル 取扱者数は500人以上か	500人未満	500人以上	事前	
令和1年7月4日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	令和1年5月1日	事前	
令和2年8月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ②事務の概要	高等学校等(以下「学校」という。)の生徒は、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給に関する法律(以下「就学支援金に関する法律」という。)(平成22年法律第18号)に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 申請をする生徒(以下「生徒」という。)が就学支援金を受給するためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請(1学年時の4月入学時) ②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カードも可。以下同様)の写しの提出 ③保護者等の個人番号のデータ化 ④情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報を基にした、受給資格の認定、支給額の判定 ⑥受給資格の認定、支給額の判定結果の通知 ⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施 ⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、7月に上記①～⑥を実施	高等学校等(以下「学校」という。)の生徒は、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給に関する法律(以下「就学支援金に関する法律」という。)(平成22年法律第18号)に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 申請をする生徒(以下「生徒」という。)が就学支援金を受給するためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請(1学年時の4月入学時) ②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カードも可。以下同様)の写しの提出 ③保護者等の個人番号のデータ化 ④情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報を基にした、受給資格の認定、支給額の判定 ⑥受給資格の認定、支給額の判定結果の通知 ⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施 ⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、7月に上記①～⑥を実施 ※生徒が引き続き同一の学校・課程に在籍している場合で、保護者等のマイナンバーカード	事前	
令和2年8月31日	I 関連情報 5. 評価実績機関における 担当部署 ②所属長	高等学校課長 竹崎 実	高等学校課長 濱川 智明	事前	
令和2年8月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求の請求先	〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県庁 高知県総務部 文書情報課 (電話番号 088-823-9156)	〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県庁 高知県総務部 法務文書課 (電話番号 088-823-9156)	事前	
令和2年8月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年5月1日	令和2年5月1日	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月31日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年5月1日	令和2年5月1日	事前	
令和2年8月31日	Ⅳ リスク対策 1. 提出する特定個人情報 保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事前	
令和3年11月16日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、同法別表第二113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第58条各号	番号法第19条第8号、同法別表第二113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第58条各号	事前	番号法第19条改正(令和3年 9月1日施行)に伴う変更
令和3年11月16日	Ⅱ しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年5月1日	令和3年5月1日	事前	
令和3年11月16日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年5月1日	令和3年5月1日	事前	
令和4年3月16日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ②事務の概要	高等学校等(以下「学校」という。)の生徒は、高 等学校等就学支援金(以下「就学支援金」とい う。)の支給に関する法律(以下「就学支援金に 関する法律」という。)(平成22年法律第18号) に基づき、その授業料に充てるために就学支 援金の支給を受けることができる。 申請をする生徒(以下「生徒」という。)が就学支 援金を受給するためには、親権者を含む保護 者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基 準以下であることが要件となっているため、保 護者等の税額情報を情報提供ネットワークシ ステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情 報の取扱いを行う。 ①就学支援金の受給を希望する生徒からの、 受給資格認定の申請(1学年時の4月入学時) ②就学支援金の受給を希望する生徒からの、 保護者等のマイナンバーカード(通知カードも 可。以下同様)の写しの提出 ③保護者等の個人番号のデータ化 ④情報提供ネットワークシステムを利用した、 市町村への保護者等の税額情報の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報を基 にした、受給資格の認定、支給額の判定 ⑥受給資格の認定、支給額の判定結果の通知 ⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学 支援金の受給申請をする場合に、保護者等の 収入状況を確認するため、各学年時の7月に上 記④～⑥を実施 ⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年 度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし 申請が可能となった場合は、7月に上記①～⑥ を実施 ※生徒が引き続き同一の学校・課程に在籍し ている場合で、保護者等のマイナンバーカード	高等学校等(以下「学校」という。)の生徒は、高 等学校等就学支援金(以下「就学支援金」とい う。)の支給に関する法律(以下「就学支援金に 関する法律」という。)(平成22年法律第18号) に基づき、その授業料に充てるために就学支 援金の支給を受けることができる。 申請をする生徒(以下「生徒」という。)が就学支 援金を受給するためには、親権者を含む保護 者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基 準以下であることが要件となっているため、保 護者等の税額情報を情報提供ネットワークシ ステムを通じて照会し、受給資格の判定を行 う。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情 報の取扱いを行う。 ①就学支援金の受給を希望する生徒からの、 受給資格認定の申請(入学時・転入時等) ②就学支援金の受給を希望する生徒からの、 保護者等の個人番号の提出 ③保護者等の個人番号のデータ化(個人番号 が書面で提出された場合に限り) ④情報提供ネットワークシステムを利用した、 都道府県及び市区町村への保護者等の税額 情報等の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報等を 基にした、受給資格の認定、支給額の判定 ⑥受給資格の認定、支給額の判定結果の通知 ⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学 支援金の受給申請をする場合に、保護者等の 収入状況を確認するため、各学年時の7月に上 記④～⑥を実施 ⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年 度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし 申請が可能となった場合は、再申請時に上記 ①～⑥を実施	事前	
令和4年8月26日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実績機関における 担当部署 ②所属長	高等学校課長 濱川 智明	高等学校課長 並村 一	事前	
令和4年8月26日	Ⅱ しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年5月1日	令和4年5月1日	事前	
令和4年8月26日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年5月1日	令和4年5月1日	事前	
令和5年8月31日	Ⅱ しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年5月1日	令和5年5月1日	事前	
令和5年8月31日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年5月1日	令和5年5月1日	事前	
令和6年10月31日	Ⅱ しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年5月1日	令和6年5月1日	事前	
令和6年10月31日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年5月1日	令和6年5月1日	事前	
令和6年10月31日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(以下「番号法 」という。)第9条第1項 別表第一 91の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第58条各号	・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(以下「番号法 」という。)第9条第1項 別表123の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定め る命令 第66条	事前	番号利用法等の一部改正法 (令和6年5月27日施行)に伴 う変更
令和6年10月31日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワー クシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号、同法別表第二113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第58条各号	番号法第19条第8号、同法別表123の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令 第66条	事前	番号利用法等の一部改正法 (令和6年5月27日施行)に伴 う変更